

平成28年第11回霧島市農業委員会定例総会

平成28年11月30日（水）

開催場所 国分シビックセンター 7階 701・702会議室

出席委員

1番委員、 2番委員、 3番委員、 4番委員、 5番委員、 6番委員、 7番委員、
8番委員、 9番委員、 10番委員、 11番委員、 12番委員、 13番委員、 14番委員、
15番委員、 16番委員、 18番委員、 19番委員、 20番委員、 21番委員、 22番委員、
23番委員、 24番委員、 25番委員、 26番委員、 27番委員、 28番委員、 29番委員、
30番委員、 31番委員、 32番委員、 33番委員、 34番委員、 35番委員、 36番委員、
37番委員

出席職員	事務局長	砂田良一	農地グループ長	内田大作
	振興グループ長	本村浩孝	主査	若林優
	主任主事	山下良太	主任主事	中吉哲平
	主任主事	江藤俊志	主任主事	有村大
	主任主事	岩元章宏	主査	鎌田里子
	主任主事	深瀬和香子	主査	吉原康広
	主任主事	笠井亜由美		

議事日程 「諸般の報告」「事務局報告」

- 1 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について
- 2 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について
- 3 「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定」について
- 4 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について
- 5 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について
- 6 「強制競売の買受適格証明願（耕作目的）」について
- 7 「あっせん申出」について
- 8 「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定」について
- 9 「霧島市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の意見について

「開 会 午後 2時30分」

○砂田事務局長

姿勢を正してください。一同、礼。

○議長（会長）

皆さん、こんにちは。本日は17番委員より欠席届が提出されております。只今の出席委員は36名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第11回霧島市農業委員会定例総会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布の議案書のとおりでございます。議案の修正がありますので、事務局より報告をさせます。事務局。

○ [事務局より議案書の訂正について報告]

○議長（会長）

次に諸般の報告・事務局報告をいたします。事務局。

○砂田事務局長

それでは先月の定例総会以降に会長等が出席しました会議等について、報告をいたします。

[6件について報告]

以上、会長等が出席した会議等の状況であります。次に、事務局報告をいたします。

農地法第18条第6項等解約通知報告です。利用権解約のうち、賃借権通知9件、3条解約のうち使用貸借権通知1件の計10件が提出されました。また、平成28年8月に許可した5条許可の取消し願い1件、時効取得4件が提出されました。以上で報告を終わります。

○議長（会長）

諸般の報告、事務局報告が終わりました。では、議事に入ります。

△ 議案第1号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について

議案第1号「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、所有権移転2件、利用権設定のうち賃借権設定29件、使用貸借権設定4件の計35件の農地利用集積計画（案）について、市長より意見を

求められておりますので、当委員会での審議を求めます。ただし、利用権設定33件のうち20件は、再設定及び認定農業者でありますのでご承認いただくこととし、新規の13件について審議を行います。それでは調査委員の意見報告を求めます。所有権移転の1番及び2番を7番委員。

○7番委員

1号所有権移転の1番について報告します。

本件については、農業経営基盤強化促進法に基づき、譲渡人と譲受人との間で、申請地1筆**万円にて協議が整い、所有権移転に係る申出書が平成28年11月9日に提出されました。以下、譲受人が農業経営基盤強化促進法にて所有権移転を受ける要件を備えているか否かについて報告します。譲受人は、現在27,607㎡のすべてについて耕作しており、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具も完備している。取得後に周辺の農地の利用に支障を生ずる恐れがないと思われる。あっせん譲受人候補者名簿の溝辺地区**番に記載されており、その経営面積もあっせん基準の210aを超えている。以上のような理由により、譲受人は所有権移転を受ける要件を備えているものと思われる。

1号所有権移転の2番について報告します。

本件については、農業経営基盤強化促進法に基づき、譲渡人と譲受人との間で、申請地2筆**万円にて協議が整い、所有権移転に係る申出書が平成28年11月2日に提出されました。以下、譲受人が農業経営基盤強化促進法にて所有権移転を受ける要件を備えているか否かについて報告します。譲受人は、認定農業者であり、現在63,397㎡のすべてについて耕作しており、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具も完備している。取得後に周辺の農地の利用に支障を生ずる恐れがないと思われる。あっせん譲受人候補者名簿の溝辺地区**番に記載されており、その経営面積もあっせん基準の100aを超えている。以上のような理由により、譲受人は所有権移転を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。本件は、9月のあっせん分です。

○議長（会長）

次に利用権設定の1番、34番委員。

○34番委員

1号利用権設定の1番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、7,903㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、23番委員。

○23番委員

1号利用権設定の2番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、34,598㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家

であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

3番、30番委員。

○30番委員

1号利用権設定の3番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、2, 892㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

8番、27番委員。

○27番委員

1号利用権設定の8番を報告します。

本件については、農地中間管理事業により、鹿児島県地域振興公社が所有者から農地を5年間借り受け、耕作を希望する方へ貸し付けするための申し出であり、申請地1筆は農用地区域内に位置し、適切に管理されている。また、権利を取得しようとする鹿児島県地域振興公社は法律により農地中間管理機構に指定されており、要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

13番及び14番、36番委員。

○36番委員

1号利用権設定の13番及び14番について借人が同一のため、まとめて報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、2, 642㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

22番、10番委員。

○10番委員

1号利用権設定の22番を報告します。

借人は、現在、7, 196㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時

従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

23番、9番委員。

○9番委員

1号利用権設定の23番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、1,559㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

24番及び25番、20番委員。

○20番委員

1号利用権設定の24番及び25番は借人が同一のため、まとめて報告します。

本件については、農地中間管理事業により、鹿児島県地域振興公社が所有者から農地を10年間借り受け、耕作を希望する方へ貸し付けするための申し出であり、申請地2筆は農用地区域内に位置し、適切に管理されている。また、権利を取得しようとする鹿児島県地域振興公社は法律により農地中間管理機構に指定されており、要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

26番、15番委員。

○15番委員

1号利用権設定の26番を報告します。

本件については、農地中間管理事業により、鹿児島県地域振興公社が所有者から農地を10年間借り受け、耕作を希望する方へ貸し付けするための申し出であり、申請地2筆は農用地区域内に位置し、適切に管理されている。また、権利を取得しようとする鹿児島県地域振興公社は法律により農地中間管理機構に指定されており、要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

27番、31番委員。

○31番委員

1号利用権設定の27番を報告します。

本件については、農地中間管理事業により、鹿児島県地域振興公社が所有者から農地を10年間借り受け、耕作を希望する方へ貸し付けするための申し出であり、申請地6筆は農用地区域内に位置し、適

切に管理されている。また、権利を取得しようとする鹿児島県地域振興公社は法律により農地中間管理機構に指定されており、要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

31番、4番委員。

○4番委員

借人は、担い手農家であり、現在、14,027㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま、調査委員から意見報告がありました。補足・説明はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農用地利用集積計画（案）の意見決定については、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしており、妥当なものであるという意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ 「全員挙手」

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第1号「農用地利用集積計画（案）の意見決定について」は、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

△ 議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請、所有権移転の7件が提出されましたので、この処分

について審議を求めます。それでは、議案書記載順に調査委員の意見報告を求めます。1番を14番委員。

○14番委員

2号1番を報告します。

申請地は春山緑地公園の南に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は5名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は251,427㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。受人の法人は法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件の4つの農地所有適格法人の要件を満たすものと認められる。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、16番委員。

○16番委員

2号2番を報告します。

申請地は上之段・平山・塚脇コミュニティ広場の東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は28,730㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

3番、7番委員。

○7番委員

2号3番を報告します。

申請地は宮川内自治公民館の南東に位置しており、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は13,680㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

4番、26番委員。

○26番委員

2号4番を報告します。

申請地は三縄自治公民館の東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は41,449㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

5番、15番委員。

○15番委員

2号5番を報告します。

申請地は三体小学校の北東に位置しており、現況は荒地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は53,677㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

6番、4番委員。

○4番委員

2号6番を報告します。

申請地の小浜**番は小浜小学校の西に、小浜**番は星原池の北西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,984㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

7番、37番委員に代わり11番委員。

○11番委員

2号7番を報告します。

申請地は迫間公民館の南東に位置しており、現況は畑と田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は10,119㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありますか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありますか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請7件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可相当という意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」は、許可することに決定いたします。

△ 議案第3号 「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定」
について

○議長（会長）

次に、議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題といたします。

農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の一部変更の用途区分変更1件について市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。この件について現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告をお願いします。用途変更、1番を、6番委員。

○6番委員

3号用途変更の1番を報告します。

申請地は市後柄自治公民館の東に位置しており、現況は保全管理である。申請地の北は宅地、南は田、東は道路、西は畑である。用途区分変更目的は農業用倉庫を建設するものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されているため、問題はないものと思われる。申請地は農用地の外周部に位置しており、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありますか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

この他について質疑・討論はありますか。

○ [「なし」との声あり]

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農業振興地域整備計画の一部変更申出の用途区分変更1件については許可という意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」は許可という意見を市長に答申することに決定します。

△ 議案第4号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請7件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。これも事前に現地調査が行われておりますので、議案書記載順に調査委員の意見報告を求めます。1番、6番委員。

○6番委員

4号1番について報告します。

申請地は国分中学校の北東に位置し、現況は雑種地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については造成済のため不要である。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は968㎡であり、駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は宅地、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、34番委員。

○34番委員

4号2番について報告します。

申請地は平山公民館の西に位置し、現況は畑である。なお、平成28年2月頃、ロール置場にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は、農用地区域内の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済みのため不要である。法定小作人なし。転用目的はロール置場を建設するものであり、既に申請とおりの用途に利用されている。計画面積は1,253㎡であり、ロール置場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は道路、南は道路、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

3番及び4番、5番委員。

○5番委員

4号3番について報告します。

申請地は国分南小学校の南東に位置し、現況は宅地である。なお、平成18年4月頃、住宅を建築してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済みのため不要である。法定小作人なし。転用目的は農家住宅と小屋を建設するものであり、既に申請とおりの用途に利用されている。計画面積は840㎡であり、農家住宅はおおむね1000㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は水路、西は宅地、南は田、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

4号4番について報告します。

申請地は敷根東集会所の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種

農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は車置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1. 4 2 m²であり、また、隣接地の5条申請地4 1. 7 5 m²を一体利用するもので、全体計画面積は4 3. 1 7 m²である。車置場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は水路、西は道路、南は道路、北は5条申請地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

5番、8番委員。

○8番委員

4号5番について報告します。

申請地は瀬竹自治会館の北東に位置し、現況は雑種地である。なお、平成元年頃、造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については転用済みのため不要である。法定小作人なし。転用目的は倉庫と駐車場にするものであり、既に申請とおりの用途に利用されている。計画面積は2, 8 7 2 m²であり、倉庫と駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は道路、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

6番、27番委員。

○27番委員

4号6番について報告します。

申請地は上馬場公民館の南東に位置し、現況は宅地である。なお、平成9年8月頃、造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済みのため不要である。法定小作人なし。転用目的は農家住宅を建設するものであり、既に申請とおりの用途に利用されている。計画面積は2 4 0 m²であり、また、隣接地宅地の3 7 6. 0 2 m²を一体利用するもので、全体計画面積は6 1 6. 0 2 m²である。農家住宅はおおむね1, 0 0 0 m²であるため妥当と思われる。申請地の東は畑、西は道路、南は田、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

7番、8番委員。

○8番委員

4号7番について報告します。

申請地は中福良小学校の北に位置し、現況は宅地である。なお、平成7年6月頃、住宅を建築してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済みのため不要である。法定小作人なし。転用目的は農家住宅を建設するものであり、既に申請とおりの用途に利用されている。計画面積は162㎡であり、また、隣接地宅地の500㎡を一体利用するもので、全体計画面積は662㎡である。農家住宅はおおむね1,000㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は宅地、南は畑、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありますか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありますか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地法第4条の規定による許可申請7件は、転用はやむを得ないということで許可という意見です。これについて賛成の方の挙手を求めます。

○ [挙手多数]

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」は、転用は許可するということに決定します。つきましては、12月5日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

「休憩 午後 3時15分」

「再開 午後 3時30分」

△ 議案第5号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請22件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。議案書記載順に調査委員の意見報告を求めます。1番を3番委員。

○3番委員

5号1番について報告します。

申請地は岩戸公民館の北東に位置し、現況は山林である。なお、平成5年6月頃、植林してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済みのため不要である。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、既に申請とおりの用途に利用されている。計画面積は1,918㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の東は道路、西は道路、南は宅地と山林、北は宅地と山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、12番委員。

○12番委員

5号2番について報告します。

申請地は国分陸上自衛隊の北に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲2区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は458㎡であり、宅地分譲2区画に利用するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第1種住居地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は雑木林、南は道路、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

3番、6番委員。

○6番委員

5号3番について報告します。

申請地は国分湊地区自治公民館の北東に位置し、現況は宅地である。なお、平成15年4月頃、住宅を建築してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、拡張に係る部分の面積が既存の敷地の2分の1の面積を超えないため、1種農地の既存施設の拡張に該当すると思われる。資金の調達については転用済みのため不要である。法定小作人なし。転用目的は農家住宅、物置及び車庫を建設するものであり、既に申請とおりの用途に利用されている。計画面積は218㎡であり、また、隣接地の宅地

480.37㎡を一体利用するもので全体計画面積は698.37㎡である。農家住宅はおおむね1,000㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は水路、西は宅地、南は田、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

4番及び5番、5番委員。

○5番委員

5号4番について報告します。

申請地は敷根東集会所の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は車置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は41.75㎡であり、また、隣接地、4条申請地の1.42㎡を一体利用するもので全体計画面積は43.17㎡である。車置場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は水路、西は田、南は4条申請地、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

5号5番について報告します。

申請地は下井簡易郵便局の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅と倉庫及び農業用倉庫を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は692㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるが、超過面積の理由書は添付されているため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は水路、南は駐車場、北は水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

6番、7番及び8番、27番委員。

○27番委員

5号6番について報告します。

申請地は溝辺中学校の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は2,145㎡であり、申請地に

クヌギ370本植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の有川**番の東は不耕作地、西は農道、南は農道、北は水路、有川**番の東は道路、西は道路、南は水路、北は水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

5号7番について報告します。

申請地は田原公民館の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は3,762㎡であり、資材置場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は道路、南は道路、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

5号8番について報告します。

申請地は三体小学校の北に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は農家住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は601㎡であり、農家住宅はおおむね1,000㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は畑、西は道路、南は畑、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

9番、6番委員。

○6番委員

5号9番について報告します。

申請地は牧神自治公民館の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は500㎡であり、また、隣接地の雑種地33㎡を一体利用するもので、全体計画面積は533㎡である。一般住宅はおおむね500㎡であるが、超過面積の理由書は添付されているため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は畑、南は畑、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

10番、28番委員。

○28番委員

5号10番について報告します。

申請地は小浜小学校の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は703㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の東は里道、西は宅地、南は宅地と畑、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

11番及び12番、9番委員。

○9番委員

5号11番について報告します。

申請地は小浜小学校の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は205㎡であり、駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は道路、南は宅地と畑、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

5号12番について報告します。

申請地は小野小学校の西に位置し、現況は宅地である。なお、平成28年10月、造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は658㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるが、超過面積の理由書は添付されているため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は畑、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

13番及び14番、2番委員。

○2番委員

5号13番について報告します。

申請地は富隈小学校の北に位置し、現況は造成済みである。なお、平成28年10月、着工してしま

ったという始末書が添付されている。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は455㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は畑と宅地、南は道路、北は畑と宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

5号14番について報告します。

申請地は浜の市郵便局の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内にある農地、3種農地の土地区画整理区域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は925㎡であるが、区画整理区内仮換地で実測面積は723.90㎡であり、宅地分譲3区画に利用するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第1種中高層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は道路、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

15番、9番委員。

○9番委員

5号15番について報告します。

申請地はクローバー保育園の北東に位置し、現況は雑種地である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は太陽光発電施設及び管理用駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は163㎡であり、また、隣接地、雑種地の1,197㎡を一体利用するもので全体計画面積は1,360㎡である。太陽光発電施設及び管理用駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は荒地、西は道路、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

16番及び17番、2番委員。

○2番委員

5号16番について報告します。

申請地は新川公民館の南東に位置し、現況は一部造成地である。なお、平成27年、造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は428㎡であり、資材置場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は宅地、南は畑、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

5号17番について報告します。

申請地は新川公園の南に位置し、現況は宅地である。なお、年月日不詳、住宅を建築してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済みのため不要である。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、既に申請とおりの用途に利用されている。計画面積は285㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は宅地、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

18番、4番委員。

○4番委員

5号18番について報告します。

申請地は隼人駅の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金と融資であるため問題ないと思われる。また、資金証明と融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は314㎡であり、普通車4台、軽自動車4台分に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は用排水路、南は駐車場、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

19番、8番委員。

○8番委員

5号19番について報告します。

申請地はひまわり1号公園の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、拡張に係る部分の面積が既存の敷地の2分の1の面積を超えないため、1種農地の既存施設の拡張に該当すると思われる。

資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は828㎡であり、貸駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は田、南は田、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

20番、37番委員に代わり11番委員。

○11番委員

5号20番について報告します。

申請地は市営姫城団地の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金と融資であるため問題ないと思われる。また、資金証明と融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は倉庫と駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,166㎡であり、また、隣接地、宅地の13.23㎡を一体利用するもので全体計画面積は1,179.23㎡である。倉庫及び駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は宅地、南は道路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

21番、27番委員。

○27番委員

5号21番について報告します。

申請地は湯の里公民館の南東に位置し、現況は田である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は516㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるが、超過面積の理由書は添付されているため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は田、南は田、北は雑種地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

○議長（会長）

22番、34番委員。

○34番委員

5号22番について報告します。

申請地は牧之原保育園の南に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は359㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は畑、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。16番委員。

○16番委員

農家住宅というのが何件か出てきましたが、農家住宅というのは何㎡耕作したら農家住宅の対象になりますか。

○議長（会長）

事務局。

○事務局（中吉主任主事）

農家住宅は1000㎡以上の耕作が対象になります。

○議長（会長）

その他にありますか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地法第5条の規定による許可申請22件は、転用はやむを得ないということで許可という意見です。これについて賛成の方の挙手を求めます。

○ [挙手多数]

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」は、転用は許可ということに決定いたしました。つきましては12月5日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当の案件について意見聴取いたします。

△ 議案第6号 「強制競売の買受適格証明願（耕作目的）」について

○議長（会長）

次に、議案第6号「強制競売の買受適格証明願（耕作目的）について」を議題とします。当委員会に対し、民事執行法等による強制競売等の買受適格証明願1件が提出されましたので審議を求めます。なお、落札後、本申請の「農地法第3条許可申請」があった場合、会長の判断で処理しうるか否かについても同時に審議を求めます。これも事前に現地調査が行われておりますので、調査委員の報告を求めます。1番、34番委員。

○34番委員

6号1番を報告します。

申請地は下牧之原地区公民館の東に位置しており、現況は不耕作地である。受人は、規模拡大という申請理由であり、耕作意欲はある。また、農機具は完備している。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の報告が終わりました。質疑・討論はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。強制競売の買受適格証明願（耕作目的）についての1件は、買受適格者であるとの意見ですが、これについて、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ 「全員挙手」

○議長（会長）

全員賛成であります。次に、本申請があった場合、会長の判断で処理しうるか否かについて、いかが取り計らいましょうか。

○ 「会長一任」との声あり

○議長（会長）

会長一任とのことをございますので、それでは、会長判断で処理することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [挙手多数]

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案6号「強制競売の買受適格証明願（耕作目的）について」は、買受適格証明を発行することとし、また、本申請があった場合は、会長の判断で処理することに決定いたしました。

△ 議案第7号 「あっせん申出」について

○議長（会長）

次に、議案第7号「あっせん申出について」を議題とします。当委員会に対し、農地移動適正化あっせん事業実施手続規定によるあっせん申し出が売渡希望2件、借受希望2件が提出されましたので審議を求めます。調査委員の報告を求めます。売渡希望の1番を23番委員。

○23番委員

売渡希望の1番を報告します。

あっせん申出のあった土地は、国分西小学校の近くにありまして、現在も耕作をされています。あっせんを受けたいと思います。

○議長（会長）

2番、2番委員。

○2番委員

あっせん申出のあった土地は、新川公民館の南に位置し、三角形の土地です。今年もしっかり耕作されており、周りもきれいに耕作されておりますので、あっせんを受けたいと思います。

○議長（会長）

借受希望の1番、16番委員。

○16番委員

70,000㎡と非常に大きな面積を希望されていますが、場所が川内、上井、湊等ありますが、本人に聞き取りをしたところ少しずつでも良いということでしたので、あっせんを受けたいと思います。

○議長（会長）

2番、7番委員。

○7番委員

借受希望は、水田が1町6反と大きいですが、ふさわしい所がありますので、あっせんを受けたいと思います。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。これについて質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。あっせん申出の売渡希望2件、借受希望2件につきまして、あっせんを行うことに賛成の方の挙手を求めます。

○ [挙手多数]

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案第7号「あっせん申出について」につきましては、あっせんを行うことに決定いたしました。それでは、あっせん委員を指名いたします。売渡希望の1番を23番委員と12番委員、2番を2番委員と23番委員。借受希望の1番を16番委員と30番委員、2番を7番委員と13番委員。以上のとおりあっせん委員を指名させていただきました。お互いに連絡を密にしてあっせん行動が整いますようお願いいたします。

△ 議案第8号 「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定」
について

○議長（会長）

次に、議案第8号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定について」を議題といたします。農地法第30条第1項の規定に基づき、農地の利用状況調査の結果に伴う、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定について、当委員会での審議を求めます。事務局の説明を求めます。

○事務局（有村主任主事）

それでは説明いたします。農地法第30条第1項の規定に基づく、農地の利用状況調査により、既に森林・原野の様相を呈しているなど、農地に復元することが著しく困難で、その土地の周囲の状況からみて、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれた農地、また、非農地にすることで、周囲の農地の集団化や農作業への影響はないと思われる農地は、田260筆、198,614

m²、畑319筆、337, 149m²、合計579筆、535, 762m²であります。これらの農地が農地法第2条第1項に該当するか否か、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（会長）

事務局の説明が終わりました。これについて質疑。討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定については、農地の利用状況調査の結果、農地法第2条第1項の農地に該当せず、非農地であるとされた農地は報告のとおりであります。このことを認めることに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第8号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定について」は、非農地とすることに決定いたしました。

△ 議案第9号 「霧島市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の意見について

○議長（会長）

次に、議案第9号「霧島市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の意見について」を議題といたします。霧島市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。事務局の説明をお願いします。

○事務局（江藤主事）

議案第9号についてご説明いたします。霧島市長より意見を求められております、霧島市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しにつきましては、先ほど、振興専門部会にて農政畜産課担当者から説明のありましたとおり、一部営農類型等の変更及び追記、農用地の利用集積目標年度の見直しとなっております。農業経営基盤強化促進法施行規則第2条により、市町村が基本構想を定めようとする時は、農業委員会の意見を聴かなければならないとなっておりますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（会長）

事務局より説明が終わりました。これについて質疑・討論はありませんか。

○ 「なし」という声あり]

○議長（会長）

これで質疑を終わります。お諮りいたします。霧島市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について、その変更を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [挙手多数]

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案第9号「霧島市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の意見について」は、承認するという意見を市長に答申することに決定しました。

以上で、平成28年第11回農業委員会定例総会に付議されました、議案の審議は全て終了いたしました。

次に、「その他」はありますか。36番委員。

○36番委員。

議案第8号について、参考までに教えてください。非農地になった面積と利用状況調査の結果の面積ではどのくらいの差があるのか教えてください。

○議長（会長）

事務局。

○事務局（有村主任主事）

利用状況調査結果に基づき集計をしていることから、ほぼ同じ様な数値であると思われます。

○36番委員。

分かりました。

○議長（会長）

他にありませんか。35番委員。

○35番委員

私も同じような質問になりますが、調査委員が報告した筆数と再調査をされた筆数と違いはありましたか。

○議長（会長）

事務局。

○事務局（有村主任主事）

委員の調査結果をもとに、事務局で確認しましたところ、分合筆等により若干の差異は生じておりません。

○議長（会長）

36番委員。

○36番委員

変わったところがあれば、その地区の調査員に変わった場所の詳細を来年度調査もあるので教えてもらいたいと思います。

○議長（会長）

事務局。

○事務局（有村主任主事）

分かりました。

○議長（会長）

他にありませんか。

○ 「なし」という声あり

○議長（会長）

これで平成28年第11回霧島市農業委員会定例総会を閉会いたします。本日はこれにて散会いたします。

○砂田事務局長

姿勢を正して下さい。一同、礼。

「閉 会 午後 4時10分」

番

番

番
